

保育士の配置基準の弾力化について

【 条例改正後(平成28年4月1日～) 】 [90人定員]

(保育士配置にかかる年齢別基準) * 条例改正後も年齢別基準は変更なし
 0歳児→ 3:1 1・2歳児→ 6:1 3歳児→20:1 4・5歳児→30:1

7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
【合同保育】 3歳児: 5人 4歳児: 10人 5歳児: 10人		【5歳児クラス】20人 【4歳児クラス】20人 【3歳児クラス】20人 【2歳児クラス】12人 【1歳児クラス】9人 【0歳児クラス】6人						【合同保育】 3歳児: 3人 4歳児: 5人 5歳児: 5人		【合同保育】 1歳児: 2人 4歳児: 3人 5歳児: 3人		
【合同保育】 0歳児: 1人 1歳児: 2人 2歳児: 3人								【合同保育】 0歳児: 3人 1歳児: 3人 2歳児: 3人				

↓ <必要となる保育士数>

(合同保育) 5歳児→0.3人 4歳児→0.3人 3歳児→0.2人 2歳児→0.5人 1歳児→0.3人 0歳児→0.3人 変更4 2人	(各クラスで年齢別に保育) 5歳児→0.6人 4歳児→0.6人 3歳児→1人 2歳児→2人 1歳児→1.5人 0歳児→2人 変更2 8人 変更4	こどもの年齢別人数に応じて必要となる保育士数に加えて、次の保育士の加配が必要 ○休憩保育士 (保育士が休憩を取るために交代で入る要員) 1人 ○標準時間認定児童対応保育士 (11時間保育を実施するために必要となる要員) 1人 *上記以外に研修参加や年休取得等のために保育士を加配 2人 変更3	(合同保育) 5歳児→0.1人 4歳児→0.1人 3歳児→0.1人 2歳児→0.5人 1歳児→0.5人 0歳児→1人 2人	(合同保育) 5歳児→0.1人 4歳児→0.1人 1歳児→0.3人 1人 変更1
---	--	--	---	---

【変更1】必要保育士数が1名で、保育士1人しか配置できない場合は、もう1人市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。(附則94条)

【変更2】小学校教諭、幼稚園教諭、養護教諭が保育に従事することが可能(上記の例の場合、2名の保育士を幼稚園教諭等に変更が可能)(附則95条)

【変更3】定員に応じて必要となる保育士数(10人)を超えて配置している保育士数(2人)の範囲内で、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を保育士とみなすことができる。(附則96条)

【変更4】各時間帯に必要な保育士数(年齢別)の2/3以上は保育士有資格者を配置しなければならない。(附則97条)

*上記の例の場合
 7時～9時⇒保育士2人以上 (2人×2/3以上)
 9時～17時⇒保育士6人以上 (8人×2/3以上)

保育士2名配置が困難な時間帯等への対応策

幼稚園教諭、小学校教諭等の活用

研修や休暇取得の対応策 (保育士の処遇向上)